

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	令和6年11月8日（金） 第9644号
	毎週火・金曜日発行	

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（603）（孤独・孤立対策課）・・・2 身体障害者福祉法による医師の指定（604）（障がい福祉課）・・・2 指定自立支援医療機関の指定（605）（〃）・・・3 知事指定薬物の指定（606）（医療・保険課）・・・3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（607）（企業支援課）・・・4 大規模小売店舗に関する承継の届出（608）（〃）・・・5 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 （609）（水産振興課）・・・6 公共測量の実施（610）（県土総務課）・・・6 指定障害福祉サービス事業者の指定（611）（西部総合事務所県民福祉局）・・・6 開発行為に関する工事の完了（612）（西部総合事務所環境建築局）・・・6
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課）・・・7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（消防防災航空センター）・・・7

5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープトスク吉成店 鳥取市吉成779-3
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳 鳥取市湖山町北三丁目303
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
変更前 鳥取市吉成779-1
変更後 鳥取市吉成779-3
- 4 変更年月日
平成12年7月13日
- 5 届出年月日
令和6年10月8日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和6年11月8日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープトスク吉成店 鳥取市吉成779-3
- 2 承継された店舗面積
1,485平方メートル
- 3 承継する前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
トスク株式会社 代表取締役 小谷 寛 鳥取市行徳一丁目103
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳 鳥取市湖山町北三丁目303
- 5 承継があった年月日
令和6年2月29日
- 6 届出年月日
令和6年10月8日
- 7 縦覧に供する書類
届出書
- 8 縦覧に供する期間

令和6年11月8日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第609号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取淀江加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第610号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（トータルステーション測量）
- 2 作業期間 令和6年10月21日から令和7年3月19日まで
- 3 作業地域 米子市吉岡及び西伯郡日吉津村大字富吉

鳥取県告示第611号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社わこう介護サービス	米子市東福原二丁目1-1	就労継続支援B型アルト	米子市末広町227	就労継続支援B型	令和6年11月1日

鳥取県告示第612号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年11月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年8月29日 鳥取県指令第202400132982号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市竹内町字宮ノ内